

| | | | | | | |
|---|--|-------|--|--|--|---|
| | <p>5 循環資源の適正な利用・処分にに向けた仕組みの充実</p> <p><評価と課題> 循環資源の適正な利用・処分に関しては、食品リサイクル法等、見直しが行われた個別リサイクル法の成果に注目していく必要があります。また、社会情勢も踏まえつつ、更なるリサイクルの促進に向けた施策の検討を適切に進めていくことが重要です。特に、建設リサイクル法における再資源化が進んでいない品目等への対応や、携帯電話等の小型家電に含まれるレアメタルの回収、家電製品で見られるような高度なリサイクルの推進、消費者の取組増進のための各主体のリサイクルの取組の透明化などが課題となっています。さらに、3Rに関するPR、バイオマスの利活用など、複数の省で関連する施策について、取組を総合的に進める観点から、連携を進めることが重要です。</p> <p>循環資源に含有されるレアメタルなどの有用資源については、適正かつ戦略的に利用できるよう、使用済小型家電等からのレアメタル回収及び適正処理に関する方策の検討、イベント等での回収の呼びかけ等、消費者との連携を強化しつつ回収体制の充実を図ることや、製造段階における環境配慮設計を推進することが重要です。</p> <p><高い水準にある国民のごみ問題への関心や3Rに対する意識を具体的な行動に結びつけるための仕組み、条件整備を一進める必要があります。また、事業者においても、例えば小売業における簡易包装やレジ袋削減といったリデュースの取組及び物流におけるパレットや通い箱等のリユースの取組などが進められており、今後、業種間連携の強化、リユースシステムの整備や経済的な裏付けの検討などを進める必要があります。></p> | | | | | |
| 5 | 最終処分場のひっ迫が依然として厳しい状況であり、さらに、資源制約により天然資源の消費抑制の必要性が高まっていることから、循環基本法に定める優先順位に基づき、排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ、廃棄物等の発生抑制を最優先に進めるとともに、生活環境の保全、適正な循環的利用及び処分にに向けた取組を一 | 厚生労働省 | 水道事業における廃棄物・リサイクル対策の推進 平成16年6月に定めた「厚生労働省における環境配慮の方針」において、水道施設整備による建設廃棄物の減量化及び建設残土の再生利用の推進に努めることとしている。また平成19年に本方針の点検作業を実施し浄水汚泥の有効利用の推進についても施策として位置づけている。 | 再資源化率等の経年的な把握を行っている。 平成21年7月に水道事業における環境計画策定と進行管理の手法及び、建設副産物・浄水汚泥のリサイクル事例等を紹介した「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」をホームページ上に公開すると共に関係者に送付した。 「水道技術管理者研修」「全国水道関係担当者会議」などの場を通じ、関係者への本施策に関する情報提供を行っている。 | 「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」において左記の通り、新たに水道事業者における環境計画策定と進行管理の手法についての内容が盛り込まれた。 | 経年的に把握した再資源化率等の情報及び手引きをもとに、引き続き、水道事業者に対して、廃棄物・リサイクル対策の推進に努めるよう指導等を行っていくこととする。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--------------------------------|--|--|--|-------------------------------|------|--|--------|--|--|---------|--|--|--|----------------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|-----|-----|-----|----------|--|--|--|--------|-----|-------|-------|------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-------|-------|--|--|--|---------|-------|-------|-------|--|--------------------------------|--|--|---------|--|--|--|-------|-----|-----|-----|---|--|---|
| 層推進します。 | 国土交通省 | <p>平成20年4月に策定された「建設リサイクル推進計画2008」に示されている中間目標(平成22年)、目標計画の目標(平成24年度)、中期的目標(27年)に向けて具体的施策の実施を進める。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>22年度</td> <td>24年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(中間目標)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><再資源化率></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>75%</td> <td>77%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><再資源化等率></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>95%</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>80%</td> <td>82%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>93%</td> <td>94%</td> <td>94%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><排出量></td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>220万t</td> <td>205万t</td> <td>175万t</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(H17比-25%)(H17比-30%)(H17比-40%)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><有効利用率></td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>85%</td> <td>87%</td> <td>90%</td> </tr> </table> | 目標値 | 22年度 | 24年度 | 27年度 | | (中間目標) | | | <再資源化率> | | | | アスファルト・コンクリート塊 | 98%以上 | 98%以上 | 98%以上 | コンクリート塊 | 98%以上 | 98%以上 | 98%以上 | 建設発生木材 | 75% | 77% | 80% | <再資源化等率> | | | | 建設発生木材 | 95% | 95%以上 | 95%以上 | 建設汚泥 | 80% | 82% | 85% | 建設廃棄物全体 | 93% | 94% | 94%以上 | <排出量> | | | | 建設混合廃棄物 | 220万t | 205万t | 175万t | | (H17比-25%)(H17比-30%)(H17比-40%) | | | <有効利用率> | | | | 建設発生土 | 85% | 87% | 90% | 「建設リサイクル推進計画2008」に基づく具体的施策を実施し、平成20年度の実施状況のフォローアップを行った。 | 平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、具体的施策を実施しているところ。 | 「建設リサイクル推進計画2008」に基づく具体的施策の実施と実施状況のフォローアップを行っていく。 |
| | 目標値 | 22年度 | 24年度 | 27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (中間目標) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <再資源化率> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アスファルト・コンクリート塊 | 98%以上 | 98%以上 | 98%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コンクリート塊 | 98%以上 | 98%以上 | 98%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設発生木材 | 75% | 77% | 80% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <再資源化等率> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設発生木材 | 95% | 95%以上 | 95%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設汚泥 | 80% | 82% | 85% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設廃棄物全体 | 93% | 94% | 94%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <排出量> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設混合廃棄物 | 220万t | 205万t | 175万t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (H17比-25%)(H17比-30%)(H17比-40%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <有効利用率> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設発生土 | 85% | 87% | 90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国土交通省・環境省 | 建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。平成20年4月に策定された「建設リサイクル推進計画2008(国土交通省)」に示されている目標値(平成24年度)を目指す。 | 全国ブロック毎に地方整備局、地方農政局、都道府県、公団等で組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。 | 地方建設副産物対策連絡協議会において、講習会や説明会を開催し、関係者に対して情報提供等を行った。 | 建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|-----------|--|---|--|--|--|
| 5 | このため、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、国際的な整合性の観点を踏まえつつ、製品の特性に応じたライフサイクルを考慮した設計・製造を推進するなど、廃棄物等の発生抑制につながる上流対策等の一層の充実を主眼に、主体間の連携や適切な役割分担、適正かつ公平な費用負担やシステム全体での効率化などの観点も踏まえ、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図ります。 | 経済産業省、環境省 | | 資源有効利用促進法に係る施策の充実・強化。 | 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループを立ち上げ、平成20年1月に今後の資源循環社会の構築に向けた新たな3R政策ビジョンの提言に関する報告書を取りまとめた。 | 報告書の提言に基づき、平成20年度より製品のサプライチェーン全体の資源投入量の低減を図るためのモデル事業や、3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。 | 引き続きサプライチェーン企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示し、他企業チームへの展開していくことで、3Rの促進を図る。引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。 |
| | | 経済産業省、環境省 | | 容器包装リサイクル法に係る施策の充実・強化。 | 容器包装リサイクル法の適正かつ公平な費用負担の徹底を強化するため、平成18年12月から、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則を強化した。また、平成19年4月1日には、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置が施行され、小売業者は、国が定めた判断基準に基づき自ら目標を設定し容器包装の使用合理化に取り組むとともに、50トン以上の容器包装を使用する事業者(容器包装多量利用事業者)については報告が義務付けられた。 | 法改正により導入された排出抑制促進措置により、レジ袋の有料化や簡易包装の推進等の取組が全国的に広がってきているところ。 | 引き続き、法律を適正に執行すると共に、排出抑制促進措置の効果を把握し、必要に応じて評価を行う。 |
| | | 環境省 | (再掲) リデュース、リユース推進の取組として、レジ袋削減の先進的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な地域の容器包装削減の取組への支援などを強化している。 | 平成21年1月に「容器包装3R推進全国大会」を行い、レジ袋削減に係る全国取組について報告すると共に、レジ袋削減の先進的な取組等を広く紹介し、全国に情報発信を行った。また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携による先進的な取組について、モデル事業として支援し、その効果を検証し全国へ紹介することで、広範な取組を促進させている。平成20年度は7件、平成21年度も7件の事業を全国から採択し、支援を行っている。 | 3R推進に関する全国大会の開催や、各地の3Rに係る事業に支援を行うことにより、普及啓発事業の更なる展開が図られたと認識している。また、レジ袋削減の取組も全国で着実に進展している。 | リデュース、リユースの推進に向けて、先進事例を随時周知し、一層の普及を図る。 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|---|--|---|--|-------|--------------|-------|--------------|------|--------------|--------|--------------|---|--|
| 環境省、経済産業省 | | 家電リサイクル法に係る施策の充実・強化。 | <p>平成20年12月に同法施行令を改正し、平成21年4月1日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビ(携帯テレビ等を除く。)・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行ったところ。</p> <p>家電4品目の回収台数は順調に推移しており、施行は着実に定着している。</p> <p>・過去5年間の廃家電4品目の回収台数 平成16年度 1,122万台 平成17年度 1,162万台 平成18年度 1,162万台 平成19年度 1,211万台 平成20年度 1,290万台</p> <p>・平成20年度の再商品化実績(カッコ内は法定再商品化率) エアコン 89% (60%以上) ブラウン管テレビ 89% (55%以上) 冷蔵庫及び冷凍庫 74% (50%以上) 洗濯機 84% (50%以上)</p> | <p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度は順調に施行されていると考えられる。</p> | <p>引き続き、家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合報告書の内容を踏まえた施策の具体化に取り組んでいく。</p> | | | | | | | | | | |
| 農林水産省、経済産業省、環境省 | | <p>食品リサイクル法に係る施策の充実・強化(再掲) 食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進。</p> | <p>食品循環資源の再生利用等の実施率(平成19年度実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>食品製造業</td> <td>81%(前年度 81%)</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>62%(前年度 62%)</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>35%(前年度 35%)</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>22%(前年度 22%)</td> </tr> <tr> <td>食品産業合計</td> <td>54%(前年度 53%)</td> </tr> </table> <p>平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成21年10月末現在で計14件が認定されている。</p> | 食品製造業 | 81%(前年度 81%) | 食品卸売業 | 62%(前年度 62%) | 食品小売業 | 35%(前年度 35%) | 外食産業 | 22%(前年度 22%) | 食品産業合計 | 54%(前年度 53%) | <p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。</p> <p>再生利用事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。</p> | <p>資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。そのためには、フードチェーン全体でのシステム構築と新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が重要。</p> |
| 食品製造業 | 81%(前年度 81%) | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品卸売業 | 62%(前年度 62%) | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品小売業 | 35%(前年度 35%) | | | | | | | | | | | | | | |
| 外食産業 | 22%(前年度 22%) | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品産業合計 | 54%(前年度 53%) | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--------------|--|--|--|--|--|
| 5 | 加えて、経済的なインセンティブを活用した取組として、広がりを見せている一般廃棄物処理の有料化の取組については、一般廃棄物処理有料化の手引きの普及等により、その全国的な導入を推進します。 また、一般廃棄物会計基準や一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示した指針の普及を進めることで、家庭ごみの再資源化や廃棄物発電等のエネルギー回収の徹底に向けた市町村の分別収集や適正処分の段階的な高度化を推進します。 | 環境省 | | ごみの排出量がここ数年微減減少であるものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一部として、市町村におけるごみ処理の有料化の導入の促進策について検討を行った。 | 平成17年2月の中央環境審議会の意見具申を受け、同年5月に廃棄物処理法に基づく基本方針が改正され、市町村が経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが国の廃棄物政策の基本方針に明記された。 これを受けて、平成17年度・平成18年度と検討を行い、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、市町村に周知した。 | | 今後も本手引きの更なる普及に努める。 |
| 5 | 製造工程や製品に使用される有害物質については、日常生活への影響の大きさに照らし、国際的な動向も踏まえながら、その使用量を極力低減しようとする自主的取組の促進やその管理・情報提供を促す仕組みを整備します。 加えて、廃棄物等の有害性の評価をはじめ、廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等を実施します。 アスベストやPCB等、有害性や処理の困難性に照らして特別の対応が必要な物質については、その時々科学的知見を最大限に活用しつつ、社会コスト低減の観点も踏まえ、無害化を徹底するなど適正処理の仕組みの充実を図ります。 | 農林水産省 環境省 | | 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえた我が国の国内実施計画の履行のため都道府県の責任において実施する埋設農薬の管理、掘削・回収及び処理の際の処理計画の策定及び周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施。 都道府県の責任において実施している埋設農薬の管理・処理状況等を把握するため、平成20年4月に都道府県に対し、管理状況等の調査を実施。 | 「消費・安全対策交付金(農薬の適正使用等の総合的な推進)」(交付金)の一部として、支援した。 埋設農薬は、24道県の約4,400t全てが適切に管理されていた(平成20年4月調査)。そのうち、累積約2,200tの無害化処理が行われたことを確認した。 | 都道府県の責任において実施する埋設農薬の処理等の際の処理計画の策定及び周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を行うことにより、埋設農薬の適正処理等の着実な取組を引き続き支援している。 各都道府県の管理状況等の把握を行った。 | 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえた我が国の国内実施計画の履行のため都道府県が実施する埋設農薬の掘削・回収及び処理が着実に進むよう支援等を行っていくとともに、各都道府県における管理・処理等状況の把握を行っていくこととする。 |
| 5 | | 経済産業省 | | 自動車リサイクルに係る新たなリサイクルシステムの構築 自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討の実施。 自動車破砕残渣(シュレッダーダスト)とエアバッグ類の再資源化の実施。 | バッテリー回収・リサイクルシステムの再構築のため、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等についての検討会(専門委員会)を、産業構造審議会及び中央環境審議会に設けて合同で議論を進め、報告書(案)に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。 ・パブリックコメントの実施時期:平成17年8月11日～9月12日 ・報告書の公表時期:平成17年12月27日 報告書の概要:再構築に向け、実効性を確保するための方策について ・自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定するとともに、自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定(同法政令) ・リサイクルの実施主体を規定(同法省令) ・バッテリー製造事業者及び輸入者 ・バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者 | 産業構造審議会及び中央環境審議会の合同部会によって審議された報告書(案)に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。 | 関係各事業者による自主取組についての実務的検討をはじめ、改省令改正の実施等、制度実施に向け必要な措置を講ずる。 |

| | | | | | |
|-------|--|---|--|--|---|
| 国土交通省 | | <p>FRP船リサイクル関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「FRP 船リサイクルシステム」の認知度向上のための周知広報を実施する。 ・「FRP 船リサイクルシステム」の安定的な運用のための利用促進に向けた検討等を行う。 | <p>平成 17 年 11 月から一部地域において運用が開始され、平成 20 年度より全国 47 都道府県において本格運用が開始された「FRP 船リサイクルシステム」について、普及促進のために周知広報等の実施によるサポートを行った。全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃 FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施した。</p> | <p>全国展開が開始された「FRP 船リサイクルシステム」について、当該システムの安定的な運用のための利用促進に向けた検討及びシステムの周知等が必要である。</p> | <p>FRP 船リサイクルシステムの普及促進を図るために、関係業界及び地方自治体と協力して積極的に周知広報を実施するとともに利便性の向上を図る。経済的・効率的で持続的な FRP 船リサイクルシステムとするための検討及び評価を行い、システムの改善や新たな処理技術の取り入れ等の検討を行う。</p> |
| 環境省 | | <p>石綿含有廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含む廃棄物は、有害性を有するとともに、建築物の解体等の増加により大量に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、最終処分場への埋立に限られていたのが現状である。しかし、今後大量に発生することが予想される石綿含有廃棄物の埋立以外の新たな処分ルートを確保するため、平成 18 年 2 月の廃掃法改正により、石綿が含まれている廃棄物について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る都道府県知事の許可を不要とする制度を創設。 ・廃掃法令等の改正により石綿含有廃棄物について処理基準の強化等の措置を講じた。 | <p>現在、石綿無害化処理認定申請に基づき、技術等に係る審査を行っているところ。</p> | | <p>より安心感のある処理をすすめるため、今後とも石綿に係る無害化処理を推進する。</p> |

| | | | | | | |
|--|--|------------|---|--|---|--|
| | | <p>環境省</p> | <p>市町村において処理することが困難な廃棄物(適正処理困難廃棄物)に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適切な処理体制が構築されるよう検討を進めている。</p> | <p>市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望の多かったスプリングマットレスやエアゾール缶について市町村、関係業界及び関係省庁と検討を行った。</p> <p>エアゾール缶については、関係業界が充てん物を容易に排出できる中身排出機構を装着した製品への転換を進めるとともに、関係業界、市町村が中身排出機構についての周知を図り、充てん物の入った缶が排出されないよう努めることとしている。</p> <p>廃消火器については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成20年度末時点で9社の認定を行っている。</p> <p>廃FRP船については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成17年11月からFRP船の製造業者を中心とする業界団体である社団法人日本舟艇工業会により、一部地域での処理が始まり、平成19年7月から全国での広域処理が行われている。</p> <p>既に広域認定の品目としている廃二輪自動車については、現在までに17件の認定を行っており、広域処理が定着している。また、廃密閉型電池、廃開放型蓄電池については、製造事業者等による認定申請に向けた調整が行われている。</p> <p>廃火薬類については、平成19年3月に広域認定の品目として追加し、平成19年3月から業界団体である社団法人日本火薬鉄砲商組合連合会により処理を行っている。</p> | <p>適正処理困難廃棄物の処理体制構築に向け、現在、廃スプリングマットレス、廃パーソナルコンピュータ、廃密閉型蓄電池、廃開放型鉛蓄電池、廃二輪自動車、廃FRP船、廃消化器、廃火薬類を広域認定の対象品目にし、製造事業者等によるリサイクルを着実に推進している。</p> <p>エアゾール缶については、平成19年4月時点で概ね8割程度の製品が、中身排出機構を装着した製品へ転換された。</p> | <p>スプリングマットレスについては、排出・処理状況に関する調査結果等をもとに、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、適切な処理体制の在り方について検討を行っていく。</p> <p>エアゾール缶については、経済産業省と協力・連携し、消費者に対して中身排出機構を使用し中身を出し切ってから排出することの情報提供に取り組む。また業界や市町村の取組の効果の検証について支援する。</p> |
|--|--|------------|---|--|---|--|

| | | | | | | | |
|---|--|-----|-----|---|--|--|--|
| 5 | <p>加えて、循環型社会の形成を図る上で必要不可欠な廃棄物等の適正処理の確保に向け、積極的な情報公開や地域住民との対話の推進を図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応を推進します。</p> <p>具体的には、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設については、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供(PFI(Private Finance Initiative))の手法など様々な手法を活用しつつ整備を促進します。</p> <p>特に、適正な循環的な利用及び処分を高度に行うため、廃棄物等の性状や物流に応じた効率的かつ集積的な整備の誘導策を講じていきます。</p> | 環境省 | | <p>循環型社会形成推進交付金(再掲)</p> <p>廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、交付金による支援を行っている。</p> | <p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進され、リサイクル率向上や発電能力向上等に繋がっている。</p> <p>(リサイクル率)</p> <p>H17:19.0%</p> <p>H18:19.6%</p> <p>H19:20.3%</p> <p>(発電能力)</p> <p>H17:1,512MW</p> <p>H18:1,590MW</p> <p>H19:1,603MW</p> <p>(最終処分場残余年数)</p> <p>H17:14.8%</p> <p>H18:15.6%</p> <p>H19:15.7%</p> | <p>リサイクル率、発電能力、最終処分場残余年数ともに、第4回フォローアップ(H17の数値)から今回フォローアップ(H19の数値)の間に着実な向上がみられ、本施策による取組が進展しているものと評価している。</p> | <p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進され、リサイクル率等の向上に繋がっているが、他方、現下の厳しい財政状況等により、施設更新等が進まず、施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>今後は、新たな施設整備に加え、既存の廃棄物処理施設の基幹的設備改良を推進し、合理的かつ効果的な施設整備を進める必要がある。</p> |
| 5 | <p>また、最終処分場などについては、残余容量の予測を行いつつ、引き続きその整備や埋立て容量の再生の検討を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。</p> | 環境省 | 環境省 | <p>最終処分場の整備の促進</p> <p>内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れるため、計画的な海面処分場の整備を行う。</p> | <p>最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場(廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、排水処理施設等)の整備促進及び埋立ての円滑な実施を図っている。大阪湾フェニックス計画に基づいて近畿2府4県内の175市町村から排出される廃棄物を尼崎沖処分場、泉大津沖処分場、神戸沖処分場において受入れている。</p> <p>大都市圏を中心に、内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾空間の秩序ある利用を行うため、物流等の港湾利用との調整を図り、廃棄物海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県175市町村(平成21年3月現在)を対象とした広域処理場の整備を推進する(大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画)。</p> <p>・海面処分場の残余年数</p> <p>H18年度末 約6年</p> <p>H19年度末 約6年</p> <p>H20年度末 約7年</p> | <p>新たに平成21年10月に大阪沖埋立処分場が開業し、受入を開始した。</p> <p>全国の港湾で廃棄物埋立護岸の整備が行われており、平成21年10月に大阪湾フェニックス計画に基づく大阪沖埋立処分場が開業した。</p> | <p>都府県の区域を越えた広域的な対応については、地域において、廃棄物の減量化や適正な循環の利用を徹底しつつ、広域処理場の適正な維持・運営を推進していく。</p> <p>廃棄物埋立護岸の整備を行うなど、今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。</p> |

| | | | | | | | |
|---|--|-------|--|--|--|--|--|
| 5 | 特に、残余容量のひっ迫が著しい産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者の責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、管理型を基本とした安全かつ適正な最終処分場を確保します。 | 環境省 | | 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。 | 平成20年度においては、5事業者(財団法人)が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場等に対して国庫補助を行った。 | 地域における公共関与の産業廃棄物処理施設整備のニーズに的確に対応し、産業廃棄物の適正処理を推進した。 | 引き続きモデル的な設備を支援することにより、今後の模範となる産業廃棄物処理施設の推進及び不適正処理の防止を図ることとする。 |
| 5 | また、陸上で発生する廃棄物については、平成19年4月から、海洋投入処分が原則禁止されたことを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図ります。 | 環境省 | | ロンドン条約1996年議定書の締結に伴い改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)に基づき、平成19年度4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行う。 | 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成19年度の海洋投入処分量は255万トンで、前年度より65万トン削減された。 | 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量のより一層の削減に取り組んでいる。 | 国際的にみても依然として我が国の海洋投入処分量が多い状況を踏まえ、より一層の削減に向けた方策の検討を行なう。 |
| 5 | さらに、リユースやリサイクルを含めた廃棄物等の運搬に係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、バイオ燃料などを利用した収集運搬車やトラックによる輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において環境に配慮された鉄道や海運を積極的に活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。 | 国土交通省 | | 静脈物流システムの構築(2)(再掲) 「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。 都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、 ・平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用に関心を当てながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。 ・平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。 | グリーン物流パートナーシップモデル事業として、静脈物流案件2件に対して支援を実施。平成18年度においてもグリーン物流パートナーシップ推進事業(モデル事業、普及事業)によって静脈物流案件1件に対して支援を実施。 | 静脈物流事業として、具体化された案件が出てきており、進展が見られる。 | 環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、引き続き官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展させていくことが期待される。 |

| | | | | | | | |
|---|---|-----|--|---|--|--|--|
| 5 | <p>このほか、不法投棄の防止については、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化を徹底し、平成 22 年度までに電子マニフェスト利用割合を 50%へ拡大することを目指します。</p> <p>また、平成 21 年度までに大規模不法投棄事案を撲滅することを当面の目標と定めた「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」等を通じた普及啓発活動や監視活動等によって不法投棄の未然防止に向けた施策の着実な推進を図るとともに、万が一、不法な処分がなされた場合には、適切かつ迅速な原状回復の推進を図ります。</p> | 環境省 | | <p>不法投棄等の未然防止・拡大防止対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、平成 19 年度より毎年度、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(毎年 5 月 30 日(ごみゼロの日)から 6 月 5 日(環境の日))を中心として、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を実施している。</p> <p>また、その他、衛星画像や IT の活用、及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等を行っている。</p> <p>不法投棄等の残存事案対策については、平成 9 年廃棄物処理法改正法の施行(平成 10 年 6 月 17 日)前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対して産廃特措法に基づく財政支援を行っている。</p> <p>また、平成 9 年廃棄物処理法改正法の施行(平成 10 年 6 月 17 日)以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、廃棄物処理法に基づく財政支援を行っている。</p> | <p>ブロック会議を開催する等、各地方環境事務所管内の都道府県等との不法投棄防止ネットワークの構築を行った。また、関係省庁連絡会議を開催し、国と都道府県等が連携し、監視活動や清掃活動等、等「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を実施した。</p> <p>さらに、新たに衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止等対策のモデル事業を開始する等、未然防止・拡大防止対策を行った。</p> <p>平成 20 年度末までに、香川県豊島事案等 12 事案について、産廃特措法に基づき県市が定めた実施計画に対して環境大臣が同意した。また、平成 20 年度末までに、計 72 事案について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。</p> | <p>平成 19 年度から 5 月 30 日から 6 月 5 日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、未然防止・拡大防止対策に重点をおいた「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を開始する等、不法投棄等対策を強化している。また、衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止等対策を平成 21 年度より開始したところ。</p> <p>しかしながら、不法投棄等事案は減少しているが、いまだ撲滅には至っていないため、引き続き施策の強化、充実を図っていく。</p> <p>平成 20 年度には、新潟市旧巻町事案及び福岡県宮若市事案について、産廃特措法に基づき県市が定めた実施計画に対して環境大臣が同意した。また、平成 20 年度には、奈良市事案及び三重県鈴鹿市事案について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。</p> | <p>不法投棄等事案の早期発見、早期対応による未然防止・拡大防止を図るため、人的資源による監視に加え、今後は衛星画像を活用した監視体制を整備する必要がある。</p> <p>産廃特措法については平成 24 年度末が期限となっている。また、廃棄物処理法に基づく支援については、産業界からの出えんについて、理解と協力を引き続き確保する必要がある。このため、全国の残存事案の支障の状況等についての詳細調査結果を踏まえ、残存事案への今後の対応や今後の財政支援の在り方について検討を進めていく必要がある。</p> |
| 5 | <p>災害廃棄物については、迅速かつ適正に処理できるよう、被災した地方公共団体に対する支援などを実施し、円滑な復興を図ります。</p> | 環境省 | | <p>災害に伴い発生した廃棄物の処理を市町村等が行う場合、当該処理費用の 1/2 を災害等廃棄物処理事業費補助金により支援する。</p> <p>また、地方公共団体が、震災や水害に伴う災害廃棄物の処理計画を策定する場合の参考となるよう、「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」を示している。</p> | <p>平成 20 年度には、岩手・宮城内陸地震や大雨などの被害により 13 市町が実施した災害廃棄物の処理事業に対し処理費用の 1/2 を支援した。</p> <p>平成 21 年度においても、中国・九州北部豪雨や台風などの被害により 26 市町が実施する災害廃棄物の処理事業に対し処理費用の 1/2 を支援することとしている。</p> <p>また、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p> | <p>被災した市町村が、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、円滑な復興が図られるよう災害等廃棄物処理事業費補助金により支援している。</p> <p>また、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p> | <p>被災地における応急・復興対策を円滑に進める上で、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要であることから、引き続き災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を支援していく。</p> <p>また、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p> |

| | | | | | | |
|--|--|------------------------|--|--|--|--|
| 5 | <p>また、大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対する支援等、被害が著しい地域での施策を着実に実施します。さらに、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ゴミ等の回収を行います。</p> | <p>農林水産省、国土交通省、環境省</p> | <p>都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助金により、都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を実施した。</p> <p>海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したゴミの処理を市町村等が行う場合、当該処理費用の1/2を災害等廃棄物処理事業費補助金により支援する。</p> <p>災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する。</p> <p>漂流ゴミ等の回収 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域において、海面に漂流する流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収を行っている。</p> | <p>36 都道府県に総額約 60 億円を配分した。順次各都道府県において地域計画の策定、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策等の取組が進められている。</p> <p>平成 20 年度に長崎県対馬市が漂着ゴミの処理事業を実施したため、処理費用の1/2を支援した。</p> <p>平成 20 年度に海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。</p> <p>左記東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域で毎年、約 6,000m³ 程の漂流ゴミの回収を行っている。</p> | <p>大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対する支援が強化された。</p> <p>漂流ゴミについては船舶の航行に支障を来すことから、引き続き回収を実施していく。</p> | <p>海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物処理推進法に基づく国の基本方針を策定するとともに、新たに設置される海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を図りながら、海岸漂着物対策の一層の推進に努める。</p> <p>事業制度周知や活用のための取組の実施。</p> <p>漂流ゴミの早期発見等、漂流ゴミ回収の効率化に向けた技術開発の実施。</p> |
| <p>6 3 R の技術とシステムの高度化</p> <p>< 評価と課題 > 化学物質や重金属等有害物質を含んだ製品が廃棄物となった後の有害性の評価をはじめ、有害廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等が重要です。</p> <p>< 今後の展開の方向 > 3 R 対策の一層の充実に向けて、各分野における廃棄物処理・リサイクルの取組を着実に推進するとともに、システムの信頼性・透明性向上のための検証や情報提供、循環型社会形成に向けた研究開発の推進などを通じ、個々の課題の解決に努めること。</p> | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|-------|--|--|--|--|
| 6 | <p>これまで廃棄物のリサイクル、エネルギー回収及び処理に関する技術とシステムは、ダイオキシン類問題など廃棄物処理にかかわる問題の解決を主眼に、主としてリサイクル、処理の個々のプロセスにおける要素技術の開発・実用化やリサイクル・処理システムの構築が行われてきました。</p> <p>その後インパース・マニファクチャリングが提唱され、個別リサイクル法等の3R関連法制度等の浸透に伴い、現在では、異なるプロセス間での副産物の融通や素材産業における循環資源の原材料・エネルギー利用を通じた産業間連携、さらにはDfEに見られる3Rを考慮したもののづくりが着実に進み、3Rを目指す取組は、製品ライフサイクル全体、あるいはサプライチェーン全体に広がり始めています。</p> <p>今後は、レアメタル等の資源制約や最終処分量最小化の要請の高まりに加え、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組との統合という観点から、製品ライフサイクル全体、サプライチェーン全体にわたる一貫した3Rを目指す取組を加速化、高度化し、科学技術立国としての我が国を支える3Rの技術とシステムとして構築し、我が国の環境力を世界に発信できるようにしていくことが求められています。</p> <p>このため、製品ライフサイクル、サプライチェーンの観点からの3Rの技術・システムの研究開発、実用化、ビジネスモデルの開発及び事業化を積極的に推進していく必要があります。</p> | 経済産業省 | <p>(再掲)</p> <p>製品のサプライチェーン全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例創出を図る。(以下、SC省資源化連携促進事業という)</p> <p>また、3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という)</p> <p>3R技術・システムの実用化、3R製品の市場化のため、排出量の多い品目・業種や処理困難物・希少物質を中心に3Rシステムの実証・市場化対策に関する調査を実施している。(以下、3Rシステム化可能性調査事業という)</p> | <p>SC省資源化連携促進事業については、サプライチェーンを構成する企業チームの連携による副産物リデュースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。</p> <p>(診断件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度:20企業チーム ・平成21年度:30企業チーム <p>平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討。</p> <p>平成20年度においては、8つのテーマに関してFS調査を実施。</p> <p>平成21年度においては、5つのテーマに関してFS調査を実施</p> | <p>平成20年度におけるSC省資源化連携促進事業については、それぞれ、改善提案を行い、20企業チームに関する事例集を作成した。</p> <p>製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。</p> <p>FS調査を実施することにより、製品製造事業者による自主的な3Rシステムの構築が行われる等、3Rの推進に寄与している。</p> | <p>平成22年度におけるSC省資源化連携促進事業については、引き続きサプライチェーン企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示することで、他企業チームへの展開を図る。</p> <p>平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p> <p>未だに3Rシステムが確立していない製品などについて3Rシステムの実用化のため調査を実施していく。</p> |
| | | 経済産業省 | <p>製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置に関する検討の実施。</p> | <p>平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。</p> <p>本取りまとめを踏まえて、資源有効利用促進法政省令の改正を行い、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報提供措置の義務付けを行った。(平成18年7月1日施行)</p> | <p>製品3R高度化ワーキンググループにおいて、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行い、資源有効利用促進法政省令の改正を行ったところ。</p> | <p>3R配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつ積極的に行っていく。</p> |

| | | | | | | |
|---|---|-------|---|---|--|--|
| 6 | <p>ものづくりの段階においては、有害性やレアメタル等の希少性の高さといった観点からの優先順位を考慮し、製品の機能・特質に応じて、DfE製品の設計・製造の技術・システムの高度化を推進します。</p> <p>具体的には、製品・建築物の長寿命化等によるリデュース、サプライチェーン企業間の連携を通じた製造工程から発生する副産物のリデュース、製品・部品のリユース、リサイクル、エネルギー回収及び適正処分並びに有害物質等による環境負荷の低減に考慮した素材選択、設計及び製造の取組を広げることにより、製品ライフサイクル、サプライチェーン全体で3Rやエネルギー回収等が実現するようなシステムづくりを推進します。</p> <p>複写機、家電製品及び自動車等個別製品ごとに見られる取組の高度化を進めるだけでなく、こうした取組の様々な製品への普及を推進します。</p> | 経済産業省 | <p>循環型経済社会システムを構築するため、2015年度までに、資源生産性を約42万円/トンに増加させる。循環利用率を約14～15%に向上させる最終処分量を約23百万トンに減少させることを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発をパッケージ化し、3Rプログラムとして体系的に実施。</p> | <p>平成20年度は、廃携帯電話などの使用済み製品からレアメタル等の抽出を可能とする技術開発等を実施(全4プロジェクト)。また、民間企業が取り組む3Rシステム化可能性調査8件の委託調査を行った。</p> <p>平成17年3月に策定した3R分野の「技術戦略マップ」について、毎年度ローリングを行うこととしており、20年度、21年度と所要の改訂を行い、それぞれ、20年4月及び21年4月に公表した。現在、特に重点的な取組が必要な4課題(「最終処分量削減」、「建設ストック」、「金属資源3R」、「3REコデザイン・再生生産技術」)を選定し、それらの解決のために必要となる技術を「詳細ロードマップ」において提示している。</p> | <p>「技術戦略マップ」に従って、使用済み製品から金属資源を抽出する技術開発を実施。</p> <p>平成20年度は、「金属資源3R」対策として廃携帯電話などの使用済み製品からレアメタルを抽出する技術開発を新たに開始。</p> | <p>引き続き、「技術戦略マップ」に示された研究開発課題の解決に資する技術の開発を実施し、循環型経済社会の実現を目指す。</p> |
| | | 経済産業省 | <p>(再掲)</p> <p>製品のサプライチェーン全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。</p> <p>(診断件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度:20企業チーム ・平成21年度:30企業チーム <p>平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討。</p> <p>平成20年度においては、8つのテーマに関してFS調査を実施。</p> <p>平成21年度においては、5つのテーマに関してFS調査を実施。</p> | <p>平成20年度におけるSC省資源化連携促進事業については、サプライチェーンを構成する企業チームの連携による副産物リデュースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。</p> <p>(診断件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度:20企業チーム ・平成21年度:30企業チーム <p>平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討。</p> <p>平成20年度においては、8つのテーマに関してFS調査を実施。</p> <p>平成21年度においては、5つのテーマに関してFS調査を実施。</p> | <p>平成20年度におけるSC省資源化連携促進事業については、それぞれ、改善提案を行い、20企業チームに関する事例集を作成した。</p> <p>製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。</p> <p>FS調査を実施することにより、製品製造事業者による自主的な3Rシステムの構築が行われる等、3Rの推進に寄与している。</p> | <p>平成22年度におけるSC省資源化連携促進事業については、引き続きサプライチェーン企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示することで、他企業チームへの展開を図る。</p> <p>平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p> <p>未だに3Rシステムが確立していない製品などについて3Rシステムの実用化のため調査を実施していく。</p> |

| | | | | | | | | |
|---|--|----------------------|--|--|------------------------|---|--|---|
| 6 | <p>製品が廃棄・使用済みとなり循環的利用及び適正処分される段階においては、製品リユース・部品リユース、材料リサイクル、原料リサイクル、エネルギー回収・利用及び適正処分が段階的に実施されるようにすることが求められます。</p> <p>このため、まず多段階のリユース、リサイクル技術・システムの高度化を推進します。</p> <p>具体的には、DfE製品の設計・製造と連携して、リユース、リサイクル工程における解体、選別、洗浄、分離等の要素技術の高度化、低コスト化やリユース製品・部品及びリサイクル原材料として利用する観点からの品質管理技術の開発・適用及び個々の技術を組み合わせたシステムの開発を推進します。</p> <p>こうした技術の高度化、低コスト化等の取組を通じ、例えば、家電製品で見られるプラスチックの製品から製品への水平リサイクルのような高度なリサイクルを一層推進します。</p> | <p>経済産業省、総務省、環境省</p> | | | <p>携帯電話や小型家電に対する取組</p> | <p>携帯電話や小型家電については、使用済製品からのレアメタルの回収及び適正処理に関する方策の検討等を行っているところ。また、携帯電話についてはイベント等で、使用済携帯電話の回収の呼びかけを行った。</p> <p>7月6日から10月31日までの期間、関東地区において、新たな回収拠点(家電量販店、リサイクルショップ、ショッピングセンター等)における回収モデル事業を実施。回収した使用済携帯電話を試験材料として利用し、効率的な解体方法等を検証。</p> <p>さらに、11月21日から平成22年2月28日までの間、全国の家電量販店・総合スーパーなどの店頭において、インセンティブを付けて使用済携帯電話を回収し、その効果を検証する実証事業を実施。本事業により、使用済携帯電話の回収促進モデルを検討。</p> | <p>使用済携帯電話からのレアメタルの回収および適正処理に関する方策の検討のため、検討会を開催し、現状の把握および問題点の抽出を行っている。</p> | <p>携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、リサイクルに配慮した製品設計段階での取組、使用済製品の回収促進等を総合的に進めるべきであり、そのため、資源有効利用促進法の活用を含め、取組強化策について検討を進める。</p> <p>平成21年の環境月間に実施したイベント等の結果等を踏まえ、より効果的な周知方法、回収方法を検討する予定。</p> |
|---|--|----------------------|--|--|------------------------|---|--|---|

| | | | | | | | |
|-----|---|-----|--|--|---|--|--|
| 6、6 | <p>また、素材産業等における原料利用と一体的なエネルギー利用に加え、それが行われない場合にもエネルギーの回収・利用がくまなく効率的に行われるよう、大規模から分散型までの高効率なエネルギー回収・利用システムの高度化を進めます。</p> <p>具体的には、大規模な廃棄物発電の中低温廃熱の有効利用の事業化、中規模な廃棄物発電の高効率化技術の開発を推進するほか、エネルギーの地産・地消にもつながら、系統電力と連携した自然エネルギーとも組み合わせ分散型のシステムの開発を推進します。</p> <p>さらに、リユース、リサイクル、エネルギー回収されて残る廃棄物を処分する段階においては、安全・安心の質を損なわないより効率的な適正処分技術の開発・適用や最終処分場からの長期的な環境負荷を制御する観点から中間処理・最終処分技術の高度化を推進します。</p> <p>また、既存の最終処分場の廃棄物をリサイクル、エネルギー回収し、残る廃棄物を機能強化した最終処分場に適正処分する最終処分場の再生システムの開発・適用を推進します。</p> <p>このようリユース、リサイクル、エネルギー回収・利用及び処分の各段階の取組に加え、循環的利用及び処分に伴う環境への負荷を低減する観点から技術・システムの高度化を進めます。</p> <p>具体的には、DfE製品の設計・製造とも連携した代替困難な有害物質の循環使用や分解・無害化による環境への排出制御及び温室効果ガスの排出抑制を図る技術・システムの開発・適用を推進します。</p> | 環境省 | | <p>廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図るため、循環型社会形成推進科学研究費補助金により以下の事業を実施している。</p> <p>循環型社会形成推進研究事業 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業</p> | <p>廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を行った。平成19年度の採択課題</p> <p>廃棄物処理対策研究事業 62件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5件 平成20年度の採択課題</p> <p>循環型社会形成推進科学研究事業 74件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 6件 平成21年度の採択課題</p> <p>循環型社会形成推進科学研究事業 87件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5件</p> | <p>廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を着実に実施した。</p> <p>また、政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、3Rの推進、アスベスト廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスに関する研究等を重点テーマとして示し、これらの課題の積極的な採択を行った。</p> | <p>政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、引き続き3Rの推進やアスベスト等有害廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスの利活用、に関する研究等とともに、使用済み製品等廃棄物からのレアメタル回収技術、さらには漂流漂着ごみの適正処理を図るための研究・技術開発等を重点テーマとする。</p> |
|-----|---|-----|--|--|---|--|--|

| | | | | | | | |
|-----|---|-------|--|---|---|---|---|
| 6 | また、再生可能なバイオマスを活用する技術・システムの高度化を戦略的に進めます。具体的には、バイオマスの素材利活用・エネルギー利活用技術の確立や地産地消等の効率的な利活用のシステムづくりを通じ、継続的に実施していくことのできるバイオマス利活用のシステムを構築し、その普及を推進します。 | 農林水産省 | | 国産バイオ燃料の利用促進を図るために、食料供給と両立するバイオエタノールの生産コストを大幅に低減する技術の開発等を実施している。 | 国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマス製品の製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度末までの予定で取り組んでいるところ。 | 「農林水産バイオリサイクル研究」(平成12～18年度)では、食品廃棄物等のリサイクル技術、たい肥化過程で生じるアンモニアガスをたい肥材料中に吸着させる技術、バイオマス循環利用のためのシステム化技術の開発等を実施した。 19年度以降は、国産バイオ燃料の利用促進を図り、地域活性化に貢献するため、地域に広く賦存するバイオマスを原料に、バイオエタノール生産コストを大幅に削減する技術等を開発することを目的に「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」委託事業を新たに開始した。 | 平成23年度まで本委託事業を実施する予定。20年度末には中間評価を実施し、委託事業の各実行課題の評価及び一部見直しを行った。 今後は、毎年度末評価を実施し、適宜課題の見直し等を行う予定。 また、2020年の温室効果ガス排出量の1990年比25%低減等の目標達成に貢献できる新たな技術開発課題にも取り組んでいく。 |
| | | 農林水産省 | 未利用水産資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用した食品等への転換を図る技術の開発。また、水産加工残渣及び未利用水産資源を総合的に利活用するシステムの構築を検討する。 | ヒトデ等の漁業生産阻害物等や海藻バイオマスから食品、バイオプラスチックや燃料等に転換するための、機能性リン脂質、オリゴ糖やアルギン酸等の有効成分の抽出技術の開発や水産加工残渣及び未利用水産資源を総合的に利活用するシステムの構築を検討した。 | アブラソコムツの有効利用技術の開発については、魚醤・すり身の製品化等の成果が得られた。アブラソコムツ以外の未利用水産資源や海藻バイオマスからオリゴ糖等の有用成分を効率的に生産する技術開発や水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築については、当初計画通りに引き続き、取組を推進する。 | 海藻バイオマスからオリゴ糖を効率的に生産する技術開発と水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築については引き続き取組を推進する。 | |
| 6、6 | さらに、上記の3Rの技術・システムの効果を評価する技術及び個々の技術・システムと社会システムを統合し3R型の生産・消費システムを実践するための設計技術の開発を戦略的に推進します。 こうした技術・システムの高度化を実現するために、次のような施策を実施します。まず、科学技術創造立国の実現を目指すという観点から、総合科学技術会議分野別推進戦略等に沿って研究・技術開発を強力に支援するとともに、産学官の連携や各府省の連携による基礎研究・応用研究のそれぞれにつき体系的でバランスのある研究を推進する体制を強化します。 | 環境省 | (再掲) 廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図るため、循環型社会形成推進科学研究費補助金により以下の事業を実施している。 循環型社会形成推進研究事業 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 | 廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を行った。平成19年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 62件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5件 平成20年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 74件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 6件 平成21年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 87件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5件 | 廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を着実に実施した。 また、政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、3Rの推進、アスベスト廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスに関する研究等を重点テーマとして示し、これらの課題の積極的な採択を行った。 | 政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、引き続き3Rの推進やアスベスト等有害廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスの利活用、に関する研究等とともに、使用済み製品等廃棄物からのレアメタル回収技術、さらには漂流漂着ごみの適正処理を図るための研究・技術開発等を重点テーマとする。 | |

| | | | | | | | |
|---|--|-------|--|---|--|---|---|
| 6 | また、研究・技術開発支援からモデル的事業に対する事業化支援、ビジネスモデルや地域モデル形成の支援を重層的に行っています。 | 経済産業省 | | (再掲) 製品のサプライチェーン全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例創出を図る。(以下、SC 省資源化連携促進事業という) また、3R 配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R 環境配慮情報提供事業という) | SC 省資源化連携促進事業については、サプライチェーンを構成する企業チームの連携による副産物リデュースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。 (診断件数) ・平成20年度:20企業チーム ・平成21年度:30企業チーム 平成20年度における製品3R 環境配慮情報提供事業については、製品の3R 配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討。 | 平成20年度における SC 省資源化連携促進事業については、それぞれ、改善提案を行い、20企業チームに関する事例集を作成した。 製品3R 環境配慮情報提供事業については、3R 環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。 | 平成22年度における SC 省資源化連携促進事業については、引き続きサプライチェーン企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示することで、他企業チームへの展開を図る。 平成21年度における製品3R 環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R 配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。 平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。 |
| 6 | また、優れた3R技術・システムを活用した製品やサービスの国による率先的な調達や消費者に対する広報・普及、ごみの有料化等の経済的なインセンティブの活用により、3R技術・システムの市場創出を図ります。 | 環境省 | | 3R 推進全国大会 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一堂に会し、それぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進に関する理解を深める。 | 「第4回3R 推進全国大会」 ・平成21年10月16日～18日 千葉市において市民、企業、事業者、自治体職員が参加し多くのイベントが開催され、3Rの普及を促進。 「3R 推進地方大会」 ・地方環境事務所毎に、全国7ブロックにおいて開催 ・地方環境事務所を活用した各地域の3R 推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバッグキャンペーン等。 | 3R 推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の着実な展開を図った。 | 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、基調講演等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。 |
| | | 環境省 | | (再掲) ごみの排出量がかつ数年微減減少であるものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一部として、市町村におけるごみ処理の有料化の導入の促進策について検討を行った。 | 平成17年2月の中央環境審議会の意見具申を受け、同年5月に廃棄物処理法に基づく基本方針が改正され、市町村が経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが国の廃棄物政策の基本方針に明記された。 これを受けて、平成17年度・平成18年度と検討を行い、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、市町村に周知した。 | | 今後も本手引きの更なる普及に努める。 |

| | | | | | | | |
|---|--|-------|--|--|--|--|---|
| 6 | あわせて、副産物や使用済み製品から得られる再生資源や製品の環境配慮設計に関する規格、3R技術についても、国際標準化を視野に、整備を推進します。 | 経済産業省 | | 国際電気標準会議(IEC)における、電気・電子製品に関する国際標準化の動きを進展させ、国内制度に関して国際整合化の観点で踏まえた対応を進める。 | 平成21年2月に電気・電子製品の環境配慮設計に関する国際規格(IEC62430)として発行した。 3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という) | 製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。 | 今後、資源有効利用促進法において、環境配慮設計に関する見直し等を行う際には、同規格を踏まえた検討を行う予定である。 製品3R環境配慮情報提供事業において、情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を今後行う予定である。 |
| 6 | 3R関連法制度など必要な施策体系の充実・強化も3R技術・システムの高度化につながります。 このほか、技術情報を有する産業界、基礎研究成果等を有する学界、コンセプト提供やコーディネーター機能のノウハウを有するNPO及び関連情報を集積した行政が、それぞれの情報を共有して情報のネットワーク化を促進し、新規事業の創成や社会システムとしての実践が円滑に進むようにします。 | 環境省 | | 循環型社会形成推進基本法に定める廃棄物等の対策の優先順位(発生抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処分)を踏まえ、「排出者責任」と「拡大生産者責任」の考え方に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)及び各種リサイクル法制度に取り入れていく。 | 廃棄物処理法や各種リサイクル法の評価・見直し等を行い、3R関連法制度の充実を推進している。 | | 今後も廃棄物処理法や各種リサイクル法の評価・見直し等を行い、3R関連法制度の充実を推進する。 |
| <p>7 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成</p> <p><評価と課題> 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握のための、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価については、把握及び評価手法の改善をさらに進める必要があります。このためにデータの信頼性の向上、速報性の向上に努めるとともに意識調査手法の改善にも取り組むことが必要です。</p> <p><今後の展開の方向> 我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の情報に加え、循環資源の動向に対する国際経済や資源価格の変動が与える影響の把握や地球温暖化対策等の環境分野からの新たな要請などに応えるため、循環型社会形成について、幅広く正確な情報を迅速に把握できるよう、統計情報の点検・整備と情報の収集体制の強化及び既存の統計の速報化を図ること。また、得られたデータ等についての的確な分析を進め、一時的な国際市況の変動も考慮に入れた安定した国内循環システムの体制を整えるなど、施策に反映させること。</p> | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|-------|---|---|---|---|
| 7 | 我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況、将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の利用・処分の環境影響等について、正確な情報を迅速に把握できるよう、速やかに統計情報の点検・整備を行います。 その際、国全体での統計に加え、よりきめ細やかに実態が把握できるよう、地域・個別品目・物質単位でのフローの把握などに努めます。また、再使用、再生利用する循環資源の価値や用途など、従来の量に加え、質に着目した情報の把握手法を検討します。 さらに、個別の循環資源ごとに再使用量や使用状況の実態把握に努めます。 得られた統計について、的確な分析を行うことで、最終処分場の残余年数の将来予測や廃棄物等の発生抑制対策の検討等に活用していくほか、循環資源の流れや環境負荷の分析により、最適な地域循環圏の規模の検討や低炭素社会、自然共生社会に向けた取組との統合に活かします。 また、ITの活用も図りながら、これらの情報を関係者がより効率的に入手し、利用・交換できるようにネットワーク化を図ります。 さらに、関係主体の取組がより進展するよう、分かりやすく顔の見える情報提供を心がけるとし、とりわけ実際の行動を行う消費者の目線に立って、例えば排出段階での取組がどのような効果をあげているかなどの情報提供に努めます。 | 環境省 | 一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施。 | 平成16年度実績の調査結果を平成18年6月に、平成17年度実績の調査結果を平成19年4月に、平成18年度実績の調査結果を平成20年9月に環境省ホームページ等において公表した。また、平成19年度実績については平成21年11月に公表予定である。 | 調査結果の公表時期の早期化を図った。 | 今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の早期化に努め、調査対象年度の翌年度中にデータの公表を行うよう取り組む予定。 |
| | | 環境省 | 都道府県を対象に「産業廃棄物排出・処理状況調査」を毎年実施。 | 平成21年度は平成19年度における産業廃棄物排出量について都道府県別、種類別、業種別に排出量を推計。 また産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査し、種類別に処理状況を推計。 | 今後とも、廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の一層の早期化に取り組む。 | |
| | | 環境省 | 第二次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関して総合調査を進める | 平成20年度より廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討を行うとともに、平成21年度は隠れたフロー・TMR、産業分野別資源生産性及び国際比較可能な物質フローについて検討を開始。 | | 引き続き、検討を行い、次期循環基本計画の見直しまでに結論を得る予定。 |
| | | 環境省 | (再掲) 容器包装廃棄物排出抑制推進員制度や産業廃棄物対策研修など、人材の育成・活用のための取組の推進、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者対象とした講習会を実施する。 | 平成21年5月に22名の容器包装廃棄物排出抑制推進員(通称:3R推進マスター)を新たに委嘱し、合計91名の3R推進マスターが普及啓発活動を行っている。3R推進マスターに対して、平成21年1月に行われた容器包装3R推進全国大会に併せて研修会を開催し、最新知識の習得、情報の共有等を行った。また、平成21年10月には関東地方在住の3R推進マスターを対象に千葉県で同様の研修会を開催した。 | 22名の3R推進マスターを新たに委嘱したことで、全国のほとんどの都道府県に3R推進マスターの配置がされるようになり、地域の3R普及啓発活動に貢献している。 | 全国の都道府県に少なくとも1名以上の3R推進マスターを配置することを目指す。また、各地で研修会を開催するなどして、研修会に参加する機会を増やし、3R推進マスターとしての資質の向上を図る。 |
| 7 | また、循環型社会推進の担い手である人材については、事業者、大学、研究機関、国、地方公共団体、NGO/NPOなどの産学官民において、人材交流や情報交換などを促進し、人材の | 文部科学省 | 技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、文部科学省においては、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定し、活用を促進している。 | 平成19年3月末において849名、平成21年3月末において1065名が「技術士(環境部門)」として登録されている。 | 平成2048年3月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は909002名であり、着実に増加している。 | 引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。 |

| | | | | | |
|---|------------|---|---------------------------------|----------------------------|--|
| <p>質的・量的充実を図ります。特に、大学等における若手研究者の育成、大学・産業における技術の伝承、NGO/NPO などでの人材交流によるコーディネーターの育成等を推進します。さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員を始めとする指導者に対する研修制度などの充実により、その資質の向上を図ります。</p> | <p>総務省</p> | <p>地方自治体職員に対して研修を行っている自治大学校において、第1部課程(都道府県及び市の職員を対象)、第1部特別課程(第1部課程と同じ)、第2部課程(指定都市を除く市町村職員を対象)、第2部特別課程(第2部課程と同じ)、第3部課程(都道府県及び市町村職員を対象)の5つの課程で、「環境政策論」という研修課題を実施している。</p> | <p>各課程において、「環境政策論」の研修科目を実施。</p> | <p>平成21年度も計画どおり実施している。</p> | <p>自治大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っている。</p> |
|---|------------|---|---------------------------------|----------------------------|--|

海外との関係における資源循環

| | | | | | | | |
|---|--------------|--------------|--------------|--|---|--|--|
| <p>1 循環資源の国際的な動き</p> <p><評価と課題> 近年の経済のグローバル化の中で製品や資源の国際移動が拡大し、また、アジア諸国等の経済成長を背景に各国における資源需要や廃棄物発生量が増大してきました。米国発の金融危機に端を発する世界的な景気後退は、こうした資源需要等にも大きな影響を与えるものと考えられていますが、長期的に見れば、今後も需要の増大が見込まれ、循環型社会の形成については国際的視点からの取組を一層強化することが不可欠です。今後、国際資源価格の変動が、需給バランスの変動を通じて循環資源の輸出入と我が国国内の循環システムに与える影響を注視していく必要があります。</p> <p>国内において先進的な循環型社会の実現に努め、その成果と経験を活かして、アジアをはじめ世界の中で、天然資源の消費を抑制し環境負荷の低減を図る循環型社会の形成に向け、主導的役割を果たすことを目指していくべきです。その際には、まず各国国内で循環型社会の構築を進めるとともに、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化していくことが必要です。</p> <p>今後は、神戸3R行動計画のフォローアップが2011年に予定されていることを念頭に、本計画を確実に実施するとともに、アジアでの取組を発展させ、引き続き3Rイニシアティブを推進する必要があります。</p> | | | | | | | |
| <p>自主点検概要</p> | | | | | | | |
| <p>第2次循環型社会形成推進基本計画(以下「第2次計画」という。)本文</p> | <p>府省名</p> | <p>第1回点検</p> | <p>21年白書</p> | <p>取組概要</p> | <p>進捗状況</p> | <p>第1次循環型社会形成推進基本計画(以下「第1次計画」という。)第4回フォローアップ時との比較とその評価</p> | <p>今後の課題・見直しの方向性</p> |
| <p>国際¹ 今後、アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加が予想されており、また、リサイクルの進展や資源需要の増加を背景に循環資源の貿易量も急激に増加しています。我が国と海外との循環資源の輸出入量についても、我が</p> | <p>経済産業省</p> | | | <p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。</p> | <p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施した(平成20年度約37,000件)。輸出入業者を対象としたバーゼル法等説明会を環境省と共催で平成20年度に全国10か所で開催し、バーゼル法等の周知を図った。(前年度10か所)。 なお、バーゼル法に基づく平成20年の輸出の承認件数は46件(前年度55件)、輸入の承認件数は36件(前年度31件)。</p> | <p>平成19年度に比べ事前相談件数が大幅に増加し輸出入業者へのバーゼル法の周知が進んでいる。また、説明会を前年と同様に実施し、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図った。</p> | <p>中国等アジア向けの循環資源の輸出が増加しており、引き続き、バーゼル条約の制度の趣旨等の周知を行う他、税関・環境省等関係省庁と協力して、不適正な輸出入を防止する必要がある。</p> |

| | | | | | |
|---|------------|--|---|--|---|
| <p>国との貿易関係が急速に高まっている東アジアを中心に急増している状況にあります。このような国際的な資源循環は、適切に行われれば、環境負荷の低減や資源の有効利用に資するものと考えられますが、一方、不適切に行われれば、環境被害の要因になります。例えば、途上国において環境上適正な処理が困難な有害物質を含む循環資源についても、我が国では高度な技術による処理、資源回収が可能となる場合が考えられます。また、テレビのブラウン管ガラススカレットのように、生産拠点が海外でのみ存在することから、海外での生産基盤において生産過程に戻すことが天然資源の消費抑制及び循環資源の適正な使用に資するといった場合が考えられます。一方、例えば、国内外で発生した廃棄物、特に、電気電子機器廃棄物（いわゆるE-waste）等について、途上国で十分な処理技術を有しない者によるリサイクルが行われることにより、その地域における環境上の問題を惹起している事例が指摘されています。このため、国際的な循環型社会の構築に当たっては、循環資源の環境負荷を考慮し、まず発生国内で適正に処理することを原則とし、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先します。これとあわせて、廃棄物の不法な輸出入を防止するための取組を充実させることが必要です。その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環</p> | <p>環境省</p> | <p>廃棄物等の不適正な輸出入の防止 ・輸出入事業者等に対してパーゼル条約の制度の趣旨やパーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのパーゼル法等説明会を開催する。 ・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・不法輸出入が疑われる事案について、港において貨物の立入検査を実施するなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。 ・環境省が提唱し、アジア地域を対象としたパーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っている。</p> <p>各国の適正処理能力の向上 パーゼル条約に基づくアジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクト(アジアE-wasteプロジェクト)やコンピューター機器廃棄物適正管理事業等の枠組を用いて、アジアの途上国における有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を進めている。</p> | <p>パーゼル法等説明会の開催 ・平成17年度全国11か所 ・平成18年度全国12か所 ・平成19年度全国10か所 ・平成20年度全国10か所</p> <p>個別の貨物について、地方環境事務所において、事前相談の実施 ・平成17年度約1,100件 ・平成18年度約1,400件 ・平成19年度約1,300件 ・平成20年度約1,100件</p> <p>税関と連携した貨物検査の実施 ・平成17年度10件 ・平成18年度18件 ・平成19年度43件 ・平成20年度82件</p> <p>アジアネットワークワークショップの開催 ・平成17年度日本(東京) ・平成18年度中国(北京) ・平成19年度日本(東京) ・平成20年度マレーシア(クアラルンプール)</p> <p>アジアE-wasteプロジェクトの実施 ・平成20年度:カンボジアにおける意識啓発トレーニングプロジェクト、マレーシア及びベトナムにおけるE-wasteのインベントリー作成プロジェクト、パーゼル条約地域事務所(中国)におけるE-waste判断基準調査の実施 ・平成21年度:アジア太平洋地域におけるE-wasteトレーニングワークショップの開催等</p> | <p>引き続き、事業者に対するパーゼル法等説明会の開催、事前相談の実施、不法輸出入疑義事案への対応を行った。</p> <p>事前相談管理システムを構築して税関等の関係省庁と共有することにより、輸出入事業者に対する迅速かつ統一的対応を促進させた。</p> <p>アジアネットワーク事業の一環として、ワークショップの開催やホームページの更新、廃棄物等の越境移動・リサイクルの現状分析、日本の取組を紹介するパンフレットの作成等を行った。</p> <p>中国や韓国等の二国間での政策対話を行い、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。</p> <p>引き続き、アジアE-wasteプロジェクトの形成・実施支援を行ったほか、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業の立上げ支援を行った。</p> | <p>引き続きパーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する。</p> <p>不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるパーゼル条約担当官だけでなく、水際での法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>アジアE-wasteプロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通して、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p> |
| <p>その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環</p> | <p>環境省</p> | <p>廃棄物等の不適正な輸出入の防止 ・輸出入事業者等に対してパーゼル条約の制度の趣旨やパーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのパーゼル法等説明会を開催する。 ・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・不法輸出入が疑われる事案について、港において貨物の立入検査を実施するなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。 ・環境省が提唱し、アジア地域を対象としたパーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っている。</p> | <p>パーゼル法等説明会の開催 ・平成17年度全国11か所 ・平成18年度全国12か所 ・平成19年度全国10か所 ・平成20年度全国10か所</p> <p>個別の貨物について、地方環境事務所において、事前相談の実施 ・平成17年度約1,100件 ・平成18年度約1,400件 ・平成19年度約1,300件 ・平成20年度約1,100件</p> <p>税関と連携した貨物検査の実施 ・平成17年度10件 ・平成18年度18件 ・平成19年度43件 ・平成20年度82件</p> | <p>引き続き、事業者に対するパーゼル法等説明会の開催、事前相談の実施、不法輸出入疑義事案への対応を行った。</p> <p>事前相談管理システムを構築して税関等の関係省庁と共有することにより、輸出入事業者に対する迅速かつ統一的対応を促進させた。</p> <p>アジアネットワーク事業の一環として、ワークショップの開催やホームページの更新、廃棄物等の越境移動・リサイクルの現状分析、日本の取組を紹介するパンフレットの作成等を行った。</p> | <p>引き続きパーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する。</p> <p>不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるパーゼル条約担当官だけでなく、水際での法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>アジアE-wasteプロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通して、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p> |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|--|
| <p>境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、各国内での循環利用を補完するものとして、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。こうした国際的な資源循環に関する基本的な考え方を他国とも共有し、地域内、さらには国際的に一体となった取組を進めていくことが必要です。</p> | | | | <p>各国の適正処理能力の向上 パーゼル条約に基づくアジア太平洋地域における E-waste の環境上適正な管理に関するプロジェクト(アジア E-waste プロジェクト)やコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等の枠組を用いて、アジアの途上国における有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を進めている。</p> | <p>アジアネットワークワークショップの開催 ・平成 17 年度日本(東京) ・平成 18 年度中国(北京) ・平成 19 年度日本(東京) ・平成 20 年度マレーシア(クアラルンプール)</p> <p>アジア E-waste プロジェクトの実施 ・平成 20 年度:カンボジアにおける意識啓発トレーニングプロジェクト、マレーシア及びベトナムにおける E-waste のインベントリー作成プロジェクト、パーゼル条約地域事務所(中国)における E-waste 判断基準調査の実施 ・平成 21 年度:アジア太平洋地域における E-waste トレーニングワークショップの開催等</p> | <p>中国や韓国等の二国間での政策対話を行い、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。</p> <p>引き続き、アジア E-waste プロジェクトの形成・実施支援を行ったほか、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業の立上げ支援を行った。</p> | |
| | | | | | | | |

2. 東アジア循環圏等国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献

<評価と課題>

今後は、2008 年の G 8 北海道洞爺湖サミットの成果を踏まえ、中国をはじめ周辺各国との政策対話、技術的支援や情報基盤整備、有害廃棄物の不法輸出入の防止強化など東アジア地域を中心に取組をさらに進めるとともに、関係府省、地方公共団体、事業者、NGO/NPO 等との連携を強化しながら、アジア各国における 3R・廃棄物管理に対する政策立案等の能力開発、3R・廃棄物処理に関する優良事例の創出等、各国内での循環型社会構築を具体的に進める取組への協力が重要です。

<今後の展開の方向>

アジア大での循環型社会の構築に向けて、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、2009 年半ばに開催が予定されている「アジア 3R 推進フォーラム」をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における 3R 政策の戦略的・計画的な推進を支援し、3R 政策の優先順位を高め、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国としてリーダーシップを発揮していくこと。それに当たっては、政府間のみならず、事業者や NGO/NPO といったマルチステークホルダーの協力を促進しながら推進すること。

| | | | | | | | |
|--|------------|--------------|--------------|---------------|-------------|--|----------------------|
| <p>第2次循環型社会形成推進基本計画(以下「第2次計画」という。)本文</p> | <p>府省名</p> | <p>第1回点検</p> | <p>21年白書</p> | <p>自主点検概要</p> | | | |
| | | | | <p>取組概要</p> | <p>進捗状況</p> | <p>第1次循環型社会形成推進基本計画(以下「第1次計画」という。)第4回フォローアップ時との比較とその評価</p> | <p>今後の課題・見直しの方向性</p> |
| <p>以上の国際的な資源循環の</p> | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|--------------|--|--|--|---|--|
| <p>動向や課題を踏まえ、我が国の提案により進められている3Rイニシアティブのさらなる展開を図り、我が国と関係の深い東アジア全体を視野に入れ、さらにアジア太平洋地域、全世界へと「循環型社会」の取組を広げる必要があります。</p> <p>このため、開発途上国における3R関連の施策・事業の支援や国際協調の強化に向けた我が国の取組を「新・ゴミゼロ国際化行動計画」として取りまとめ世界に発信するなど、アジアや世界で3Rを推進するための国際協力を充実します。</p> | <p>文部科学省</p> | | <p>循環型社会の構築も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」を、ユネスコと協力し推進している。</p> <p>途上国に対する住民意識の向上、環境教育を中心に、我が国が国際的に提唱した「国連持続可能な開発のための教育の10年」のイニシアティブにも位置づけ、我が国の取組を国際的な貢献として対外的に説明している。</p> | <p>世界的なESD普及のため、ユネスコバンコク事務所へESD推進のための信託基金を拠出している。(平成21年度拠出額3億2千万円)</p> <p>ESDの推進拠点と位置づけているユネスコ・スクール加盟校の増加、ユネスコ・スクール間のネットワーク強化に取り組んでいる。(平成21年9月現在106校)</p> | <p>平成20年4月当初24校だったユネスコ・スクール加盟校数が、平成21年9月現在で106校へ増加した。</p> | <p>国内的取組として500校を目標にユネスコ・スクール加盟校の増加、ネットワーク強化を図る。</p> <p>また、国際的取組として、我が国の優良事例を国際的に発信するとともにアジア地域共通のモデル・プログラムの構築を図る。</p> |
| <p>我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度・技術・経験を活かしつつ、以下の取組を推進します。我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度、優れた技術・システム、各主体の取組と連携の経験を、アジアを始めとする世界各国の国別3R推進計画の策定支援やエコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力、安全で衛生的なし尿処理システムの普及支援などを通じて、成長著しいアジアから今後の発展が期待されるアフリカまで、各国に適した形で展開し、各国内の循環型社会の形成を支援します。</p> <p>そのため、各国の関連する制度の整備状況、廃棄物管理の実態や技術等に対するニーズを把握し、状況に合わせた我が国の3R技術・システムの提供や研修生の受け入れを実施します。また、国レベルのみならず、国民、事業者、地方公共団体など多様な主体同士での国際的な連</p> | <p>経済産業省</p> | | <p>各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏の構築を図る。</p> | <p>政策対話の実施</p> <p>フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアと3Rを議題の1つとしたグリーン・エイド・プラン(GAP)の政策対話を実施した。(平成17年度各1回、平成18年度も現在までに各1回)アジア各国における循環型経済社会構築に向けた施策</p> <p>中国等の中央・地方政府職員を受入れ、日本の3R政策等の説明を実施した。(平成17年度は72名、平成18年度は235名、平成19年度248名、平成20年度は222名、平成21年度は133名(11月末時点。))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国との間で、循環型都市に関する協力の実施に合意。我が国の自治体が有するリサイクル施設等の整備に関するノウハウを中国の地方政府に移転していく。平成19年度からこれまでに、4都市間で協力の実施について合意。さらに2都市間で協力の実施についてFS調査等を実施中。 ・アセアンの国・地域についても循環型都市協力(エコタウン協力)の実施についての調査検討事業を実施中。 ・また、中国との間で行っていた3R政策対話に水資源分野も含め、局長級の「資源循環政策対話」を平成21年6月に開催し、日中双方の政策を行った。 <p>国際機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模での3R促進を目的とする調査をOECDに提案し、OECDによる報告書が取りまとめられたところ。 ・「東アジアにおける3R政策の在り方」研究をERIA(東アジア・ASEAN経済研究センター)に提案し、ERIAにおいて専門家による研究が実施されているところ。 | <p>平成16年10月に産業構造審議会・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループで取りまとめられた報告書(「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」)で示されている施策展開の方向性に従って取組を進めているところである。</p> <p>日中循環型都市協力については、平成19年度の北九州市-青島市の協力が続き、平成20年度は北九州市-天津市、兵庫県-広東省、平成21年度は北九州市-大連市との間で協力の実施について合意。</p> <p>21年度は川崎市-上海市浦東新区、茨城地域-天津TEDAとの協力を実施するための調査検討事業を実施。また、それぞれの協力の取組状況等について、日中資源循環政策対話で両国が認識を共有。</p> <p>アセアンの国・地域についても循環型都市協力(エコタウン協力)の実施についての調査検討事業を実施中。</p> | <p>日中循環型都市に関する協力については、日中資源循環政策対話等においてフォローアップ、他地域への展開の検討を実施する予定。</p> <p>・ERIAの「東アジアにおける3R政策の在り方」研究において、我が国の経験・技術も活用しつつ、アジア全体の「3Rビジョン」を提示し、ハード面とソフト面の整備を通じた各国での環境ビジネスの創出・発展に貢献</p> |

携を進めます。

| | | | | | |
|-----|--|--------------|--|----------------------------------|--|
| 環境省 | | 3R イニシアチブの提唱 | <p>2008年5月にはG8環境大臣会合が神戸で開催され、G8各国及びアジア等途上国において3Rの取組が進展していることが確認されると共に、G8各国が3R政策に関して取るべき行動を列挙した「神戸3R行動計画」が合意された。また、アジア等における循環型社会構築に向けた我が国の行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。「神戸3R行動計画」は、同年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいて、G8首脳間で支持された。3Rイニシアティブを推進する観点からOECDにおいて進められている物質フロー及び資源生産性のプロジェクトを重視し、積極的に議論をリードしている。</p> <p>またUNEPが天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に2007年に設立「持続可能な資源管理に関する国際パネル」についても支援している。</p> | 3Rイニシアティブの提唱により国際的な3Rの取組が進展している。 | |
|-----|--|--------------|--|----------------------------------|--|

| | | | | | |
|--|-------|---|--|---|---|
| | 環境省 | <p>神戸3R行動計画に基づき、アジア全体で3Rイニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的取組を支援し、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援(タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア)、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備及び研究ネットワークの構築、アジア環境と保健地域フォーラムを通じた医療廃棄物管理等に関する現状分析・政策提言の検討、政策対話等を行っている。また、有害廃棄物の不法輸出入の防止に関するアジアネットワークの形成及びパーゼルの環境上適正な管理に関するプロジェクトの支援を行っている。これらにより、3Rの推進と廃棄物の適正処理を進め、アジア全体における循環型社会の構築を目指している。</p> | <p>2008年10月にベトナム・ハノイで開催された東アジア首脳会議環境大臣会合において、「アジア3R推進フォーラム」の発足を日本から提案し、参加各国より賛同を得た。2009年3月に「アジア3Rハイレベルセミナー」及び「持続可能な資源管理に関するアジアセミナー」、「資源管理と3R-持続可能なアジアに向けて-」をそれぞれ開催し、今後の国際協力における優先的取組、アジア3R推進フォーラムを通じた協力の方向性について議論が行われた。また2009年6月にアジア3R推進フォーラムの設立の準備のため「アジア3R推進フォーラム設立準備会合」を開催した。2009年11月の「アジア3R推進フォーラム設立会合」をUNCERDと共同で開催し、同会合において東京3R宣言が採択されアジアでの3Rの国際的推進のプラットフォームとしてアジア3R推進フォーラムが発足した。アジア3R推進市民フォーラム実行委員会の主催によりアジア3R推進フォーラム設立会合と連携して開催された「アジア3R推進市民フォーラム」を支援している。2008年12月に「環境と保健に関する地域フォーラム第2回廃棄物作業部会」が開催された。)アジアネットワークワークショップの開催 ・平成17年度日本(東京) ・平成18年度中国(北京) ・平成19年度日本(東京) ・平成20年度マレーシア(クアラルンプール)</p> <p>アジアE-wasteプロジェクトの実施 ・平成20年度:カンボジアにおける意識啓発トレーニングプロジェクト、マレーシア及びベトナムにおけるE-wasteのインベントリー作成プロジェクト、パーゼル条約地域事務所(中国)におけるE-waste判断基準調査の実施 ・平成21年度:アジア太平洋地域におけるE-wasteトレーニングワークショップの開催等</p> | <p>アジア3R推進フォーラムの発足等、アジア全体で3Rイニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援が進んでいる。アジアネットワークワークショップでは、各国における有害廃棄物の輸出入管理の取組状況等を共有し、今後の協力体制の強化について議論を行った。</p> <p>中国や韓国等の二国間での政策対話を行い、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。</p> <p>引き続き、アジアE-wasteプロジェクトの形成・実施支援を行った</p> | <p>アジア3R推進フォーラムを毎年1回開催予定 不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるパーゼル条約担当官だけでなく、水際での法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>アジアE-wasteプロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通して、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p> |
| | 経済産業省 | <p>中小企業を含めた我が国企業の3R分野の「環境力」の高度化・高効率化を図ることを目指して、地域ごとに技術開発・実証実験や海外展開の支援をパッケージとして実施することで、3R関連産業の市場規模拡大を図る。</p> | <p>具体的には日中エコタウン協力が行われており、これまで北九州市と青島市・天津市・大連市、兵庫県と広東省で自主協定が結ばれている。自主協定を締結した自治体の取組や協力を検討している自治体の調査検討を支援するため、インフラ整備促進のためのフィージビリティ・スタディ調査、人材育成などを行っている。</p> <p>平成21年度は、アジアにおける廃家電や廃液のリサイクルの実証事業2件を補助金等により支援している。</p> <p>また、平成22年1月には3R関連企業の国際見本市を開催予定。</p> | <p>日中循環型都市協力については、都市間の協力からビジネスに繋がる協力を進展している。</p> <p>また、平成21年度からはアジアリサイクルの実証事業、国際見本市の開催により、我が国のリサイクルビジネスの海外展開を支援。</p> | <p>引き続き、日中循環型都市協力、実証事業、見本市によりリサイクルビジネスの展開を図る。</p> |

| | | | | | | | |
|-----|--|---------|--|---|--|---|--|
| | | 外務省 | | (独)国際協力機構において、3Rの推進に関して、国家レベルの法制度の整備、自治体レベルでの3Rを実施するための体制づくりや、実施計画の構築による廃棄物管理を担う対処能力強化、経済的インセンティブの付与や技術開発支援等、民間セクターの3R促進支援を行っている。 | 平成20年度にフィリピン、ベトナム、中国、フィジー、メキシコにおいて、専門家の派遣等によるキャパシティ・ディベロップメント・プロジェクトを実施した。 平成21年度には、引き続き、フィリピン、ベトナム、中国、フィジーでのキャパシティ・ディベロップメント・プロジェクトを実施するとともに、新たにキューバにおいてプロジェクトを開始したほか、インドネシアにおいてもプロジェクトを実施予定。 | | 今後は、環境省が行っている政策対話、戦略づくり支援のもとで具体的に途上国のキャパシティ・ビルディング等について協力を進めるとともに、アジアでの取組を強化・発展させ、大洋州や中南米でも3Rイニシアティブを推進する。 |
| 国際2 | 持続可能な資源循環に関する日本の貢献を、2012年(平成24年)までに、東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を定めた「東アジア循環型社会ビジョン」として策定し、特に貿易量の多い東アジア全体で適正かつ円滑な資源循環の実現を目指します。 その際、東アジア諸国を「パートナー」ととらえ、3Rの考え方や基本認識を共有した上で、「東アジア循環型社会ビジョン」の実現を目指して協働するよう、二国間の政策対話や多国間のプロセスで協力を深めます。 | 外務省、環境省 | | 東アジア諸国との二国間、多国間会合の機会を利用し、各国に対し、関連施策の実施を促すとともに、協力を強化する。 | 平成20年4月の日韓首脳会談、同10月の日中環境保護合同委員会、平成21年6月の第2回日中ハイレベル経済対話、同9月の第12回日韓環境保護協力合同委員会等の機会に、循環型社会の構築に向けた協力を推進することを確認。 平成21年10月の第2回日中韓サミットの際に持続可能な開発に関する共同声明を採択・発表し、第11回三か国環境大臣会合において指定した3Rを含む10の環境分野をエンドースし、2010年の第12回三か国環境大臣会合で採択される共同行動計画の策定を奨励し、協力を円滑にする実際的な措置をとり、持続可能な環境管理を一層進めることを確認。 2009年6月に「川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」を締結し、日本国環境省及び中国環境保護部が、川崎市及び瀋陽市の循環経済産業の発展を通じた環境にやさしい都市の構築を支援することとした。 2009年5月に北京において第3回日中政策対話を実施。 2009年8月にソウルにおいて第4回日韓政策対話を実施。 三カ国の環境協力を推進するため日中韓三カ国環境大臣会合のもと、「日中韓三カ国3R/循環経済セミナー」を持ち回りで開催している。 | 各国との政策対話等を通じ、アジアにおける循環型社会の構築に向けた取組が進んでいる。 | 今後とも、循環型社会の構築に向け、東アジア諸国との協力を強化するため、二国間、多国間の様々な会合の機会を利用し、働きかけていく。 |

| | | | | | | |
|-----|---|-----------|---|--|--|--|
| 国際2 | <p>廃棄物等の国際的な移動による汚染を防止するため、アジア諸外国との連携を図り、不法輸出入防止に向けた情報交換の推進や施行能力の向上のための取組支援を推進します。</p> | 環境省 | <p>廃棄物等の不適正な輸出入の防止(再掲) 環境省が提唱し、アジア地域を対象としたバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っている。</p> <p>各国の適正処理能力の向上(再掲) バーゼル条約に基づくアジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクト(アジアE-wasteプロジェクト)やコンピューター機器廃棄物適正管理事業等の枠組を用いて、アジアの途上国における有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を進めている。</p> | <p>アジアネットワークワークショップの開催 ・平成17年度日本(東京) ・平成18年度中国(北京) ・平成19年度日本(東京) ・平成20年度マレーシア(クアラルンプール)</p> <p>アジアE-wasteプロジェクトの実施 ・平成20年度:カンボジアにおける意識啓発トレーニングプロジェクト、マレーシア及びベトナムにおけるE-wasteのインベントリー作成プロジェクト、バーゼル条約地域事務所(中国)におけるE-waste判断基準調査の実施 ・平成21年度:アジア太平洋地域におけるE-wasteトレーニングワークショップの開催等</p> | <p>アジアネットワーク事業の一環として、ワークショップの開催やホームページの更新、廃棄物等の越境移動・リサイクルの現状分析、日本の取組を紹介するパンフレットの作成等を行った。</p> <p>中国や韓国等の二国間での政策対話を行い、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。</p> <p>引き続き、アジアE-wasteプロジェクトの形成・実施支援を行ったほか、コンピューター機器廃棄物適正管理事業の立上げ支援を行った。</p> | <p>不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるバーゼル条約担当官だけでなく、水際での法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>アジアE-wasteプロジェクトやコンピューター機器廃棄物適正管理事業等を通して、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p> |
| 国際2 | <p>国内でも海外でもリサイクルが行われているもの(例えば、ペットボトルや家電)については、国内の取組の安定性を確保しつつ、不適切な廃棄物が輸出されることがないように水際対策の実施を推進します。</p> | 環境省 | <p>廃棄物等の不適正な輸出入の防止(再掲) ・輸出入事業者等に対してバーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催する。 ・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・不法輸出入が疑われる事案について、港において貨物の立入検査を実施するなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。</p> | <p>バーゼル法等説明会の開催 ・平成17年度全国11か所 ・平成18年度全国12か所 ・平成19年度全国10か所 ・平成20年度全国10か所</p> <p>個別の貨物について、地方環境事務所において、事前相談の実施 ・平成17年度約1,100件 ・平成18年度約1,400件 ・平成19年度約1,300件 ・平成20年度約1,100件</p> <p>税関と連携した貨物検査の実施 ・平成17年度10件 ・平成18年度18件 ・平成19年度43件 ・平成20年度82件</p> | <p>引き続き、事業者に対するバーゼル法等説明会の開催、事前相談の実施、不法輸出入疑義事案への対応を行った。</p> <p>事前相談管理システムを構築して税関等の関係省庁と共有することにより、輸出入事業者に対する迅速かつ統一的対応を促進させた。</p> | <p>引き続きバーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する。</p> |
| | | 経済産業省、環境省 | <p>市町村により分別収集された使用済ペットボトルは、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針に基づき指定法人等への円滑な引渡しを促進することが必要であり、指定法人以外の事業者へ引き渡す場合においては、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。</p> <p>このため、輸出等市町村における独自処理に関する実態調査を行い、基本方針に基づく対応について周知、徹底を行っている。</p> | <p>市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、徐々に増加している。</p> <p>【平成20年度実態調査結果】 19年度(実績) 50.8% 20年度(見込) 55.5% 21年度(計画) 68.0%</p> | <p>市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、徐々に増加している。</p> | <p>基本方針に基づき、引き続き指定法人等への円滑な引渡しにより環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されることを推進する。</p> |

| | | | | | | | |
|-----|--|-------|--|--|--|---|--|
| 国際2 | また、家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないよう、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化等を検討します。 | 環境省 | | 家庭用電気電子機器等の品目を対象として、バーゼル条約や廃棄物処理法の規制対象となる範囲や判断基準の明確化等について検討を行う。 | 使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準の策定・適用 | 使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準の策定により、中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化のための取組が進展した。 | バーゼル法や廃棄物処理法の対象となり得る品目について、必要に応じ、水際での判断基準の明確化や監視体制の強化等を検討する。 |
| 国際2 | さらに、アジアをはじめ途上国では適正な処理が困難であるものの日本では処理が可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルするなど、環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図ります。 | 環境省 | | <p>廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の在り方について検討を進める。</p> <p>途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社の国外廃棄物等を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理する取組が進められており、このような活動は、国内における適正処理が確保される限りにおいては、広義の排出事業者責任や製造事業者責任を全うするものであり、また、輸出国の環境負荷を低減させるものであることから、地球環境保全の観点からも積極的に推進していくべきものである。このような点を踏まえ、廃棄物の輸入が可能なる者の拡大に向けた検討を進める。</p> | <p>廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の環境や経済等への影響、効果の評価に関する国際共同研究を今年度から開始したところ</p> <p>廃棄物処理制度専門委員会において、廃棄物の輸出入に関する制度の見直しの方向性として、廃棄物の輸入が可能なる者を拡大し、自社の国外廃棄物を輸入して処分する製造事業者についても、輸入を可能とするべきであるという議論が行われている。</p> | | |
| 国際2 | その際には、多様な関係主体の参画・連携を促進し、政府部内においても、適切かつ効率的で安全・安心が確保された国際静脈物流システムの構築等を推進します | 国土交通省 | | 国際静脈物流システムの構築 将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、その有効活用を図るため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。 | 物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効率的な国際静脈物流に対応したリサイクル拠点及びネットワークの形成に向けた推進方策について検討している。 | 国際循環資源の流動実態の分析と課題の抽出等、国際静脈物流システムの構築に向けた取組が進展した。 | 循環資源の品質管理の強化及び情報共有化等、循環資源の輸出を適切かつ効率的に行うための検討を行う。 |
| 国際2 | 国際機関や各国と連携してアジア工科大学(バンコク)に構築された3Rの情報拠点の整備をさらに進めます。また、アジア太平洋地域の廃棄物処理や3Rの専門家による研究ネットワークの発展を進めます。これらの取組を相互に連携させ、地域各国における3R推進の知識・情報基盤となる「アジア3R研究・情報ネットワーク」を構築し、政策・経験の共有を通じて各国の3Rの取組を支援します。 | 環境省 | | (再掲) 神戸3R行動計画に基づき、アジア全体で3Rイニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的取組を支援し、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援(タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア)、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備及び研究ネットワークの構築、政策対話等を行う。 | 3Rナレッジハブのコンテンツ作りの支援 ベトナム・インドネシアなどにおいてUNCRD、UNEP、IGESと連携して国別の状況に応じた3R国家戦略の策定を支援。 IGESと共同してアジアにおける循環型社会構築に向けた政策的対応や国際的連携方策の検討に資する政策的対応や国際的連携方策の検討に資する政策研究並びに研究成果の普及等を行っている。 | 地域各国における3R推進の政策・経験の共有等が進んでいる。 | 今後も地域各国における3R推進の政策・経験の共有等を通じて各国の3Rの取組を支援していく。 |

| | | | | | | | |
|-----|---|--------------|--|---|---|--|---|
| 国際2 | さらに、ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮や循環資源の品質等に係る基準・規格のアジア域内での普及を推進します。 G8各国が、「持続可能な社会」の実現に向け天然資源の消費の抑制及び環境負荷の最小化に率先して取り組むため、資源生産性の向上など、我が国がG8の先頭に立って3Rイニシアティブの更なる展開を図ります。 | 経済産業省 環境省 | | (再掲) 3Rイニシアティブの提唱 | (再掲) 2008年5月にはG8環境大臣会合が神戸で開催され、G8各国及びアジア等途上国において3Rの取組が進展していることが確認されると共に、G8各国が3R政策に関して取るべき行動を列挙した「神戸3R行動計画」が合意された。また、アジア等における循環型社会構築に向けた我が国の行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。「神戸3R行動計画」は、同年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいて、G8首脳間で支持された。3Rイニシアティブを推進する観点からOECDにおいて進められている物質フロー及び資源生産性のプロジェクトを重視し、積極的に議論をリードしている。 またUNEPが天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に2007年に設立「持続可能な資源管理に関する国際パネル」についても支援している。 | | |
| 国際2 | 資源生産性をはじめとする物質フロー指標について、より精度の高い共通の指標の作成にレベルアップすることを目指し、環境影響の評価等も念頭に置きながら、そのための国際共同研究に積極的に取り組みます。 | 環境省 | | 平成20年3月に採択された「資源生産性に関するOECD理事会勧告」に基づき、国際機関等の動向を踏まえ、研究を推進する。 | 今後、さらに国際的な手法開発等の国際的研究が行われる予定であり、こうしたOECDにおける取組は、わが国で開催されたG8環境大臣会合、G8サミットにおいても評価され、G8各国による支持を得たところ。 | | 「資源生産性に関するOECD理事会勧告」に基づき、国際機関等の動向を踏まえ、一層の研究を推進する。 |
| 国際2 | 具体的には、天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に国連環境計画(UNEP)が設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」や3R推進に関する共通のルールとなりうるOECDの物質フローと資源生産性に関する作業等を支援していきます。 | 環境省 | | 天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルで行ってもらうため、同パネルに対して財政的にも支援を行い、発言力を確保する。 | UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、平成20年度より資金拠出を行うことにより、多岐にわたるパネルの活動の着実な進展に貢献した。 平成21年3月にアジア各国の政策責任者と同パネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を同パネル事務局と共催し、パネルの活動にアジアの政策ニーズを反映させる観点から主導的役割を果たした。 | | 今後も同パネルに対して財政的にも支援を行い、一層の発言力を確保していく。 |